

第5章 市民・事業者などの環境保全等に係る配慮の指針

前章では、第2章で示した、めざすべき環境像『循環と調和のまち みんなで創る多摩一和と環と輪のまちづくり』を実現するために、市が実施していく施策の方向及び施策を示しました。しかし、めざす環境像の実現には、市民、事業者、行政（市、国、都、他の地方自治体など）、来訪者など、多摩市に関わるすべての人が環境保全に取り組むことが必要です。

この章では、行政を除く、市民、事業者、来訪者などの各主体が、日常生活や業務、活動を行う際に環境保全のために配慮すべき指針を、次の3つの視点で整理し示しています。

【3つの視点】

1. 土地利用別の配慮
2. 事業活動における配慮
3. 日常生活における配慮

なお、「1. 土地利用別の配慮」、「2. 事業活動における配慮」の個々の配慮については、「第4章 環境の保全に関する施策の方向」の項目にそって整理しています。

1. 土地利用別の配慮の指針

土地利用の形態によって保全すべき環境の質や重点をおくべき事項が異なります。そのため、ここでは、市民、事業者、行政、来訪者などの多摩市で生活・活動するすべての人が環境保全のために特に配慮すべき事項を土地利用の形態別に整理し、示します。

【対象者】：市民、事業者（事業者としての行政も含む）、来訪者など多摩市で生活・活動するすべての人
【配慮の指針】

■住宅地における配慮の指針■

（対象者：主に市民、事業者）

【自然環境の保全等】

- ◆屋敷林・社寺林・生け垣などの保全・緑化に努める。
- ◆法面緑地や敷地内緑地など緑地の確保に努める。

【都市環境の保全等】

- ◆住宅建設の際には、その地区の町並みや歴史・文化などを考慮し、建設計画の段階から景観へ配慮する。
- ◆集合住宅でのごみ集積所の清掃、管理に努める。
- ◆ペットの糞などは飼い主が責任をもって始末し、良好な住環境を保全するよう努める。
- ◆落書き、張り紙・捨て看板をしない。

【公害の防止】

- ◆野焼きをしないなど、大気汚染、悪臭、有害化学物質などの発生防止に努める。
- ◆住宅地を自動車を通る際には、騒音の発生防止に努める。
- ◆生活騒音などの発生防止に努める。また、広告宣伝カーなどは、音量を絞るようにする。
- ◆マンションなどの建設時には、日照阻害や電波障害、騒音・振動などの軽減に努める。また、マンションの駐車場の確保に努める。

【健全な水循環の確保】

- ◆雨水浸透マスなど雨水浸透施設を設置するよう努める。

■商業業務地・産業業務地における配慮の指針■

(対象者：主に事業者)

【自然環境の保全等】

- ◆緑地の確保に努める。
- ◆敷地内や屋上の緑化に努める。

【都市環境の保全等】

- ◆施設的设计・建設時には、周辺の都市景観と調和するよう配慮する。
- ◆利用者の駐車場・駐輪場の確保に努める。
- ◆歩道や車道へのはみ出し営業や路上駐車、自転車の放置をさせないように努める。

【公害の防止】

- ◆ばい煙や排水、騒音などによる産業公害の防止に努める。
- ◆建設作業騒音、自動車騒音などの防止に努める。
- ◆計画的な輸送・配送を実施し自動車交通量の抑制に努める。
- ◆ビル等の建設時には、日照阻害や風害、電波障害、騒音・振動を発生させないように配慮する。

【健全な水循環の確保】

- ◆雨水浸透施設を設置するよう努める。
- ◆駐車場などに透水性舗装を採用するよう努める。

■道路、河川・水路における配慮の指針■

(対象者：市民、事業者、来訪者)

【都市環境の保全等】

- ◆ペットの糞などは飼い主が責任をもって始末する。
- ◆橋桁やガードレール等に落書きをしない。

【都市環境の保全等、公害の防止】

- ◆ごみのポイ捨て、ごみの不法投棄をしない。

■公園における配慮の指針■

(対象者：主に市民、来訪者)

【都市環境の保全等】

- ◆ペットの糞などは飼い主が責任をもって始末し、公園をきれいにするよう努める。
- ◆ごみは持ち帰り、公園をきれいにするよう努める。
- ◆公園内の施設等に落書きをしない。

【都市環境の保全等、公害の防止】

- ◆ごみの不法投棄をしない。

■緑地(樹林地・草地)における配慮の指針■

(対象者：市民、事業者、来訪者)

【自然環境の保全等】

- ◆みどりの浄化機能、保全機能、保水機能、緩衝機能*や生態系に留意した保全、管理に努める。
- ◆みどりの連続性（ネットワーク化）に留意した保全等に努める。
- ◆野生生物の生息環境としての保全等に努める。改変等を行う場合は、速やかに生物生息環境を保全するための対策を実施する。

【都市環境の保全等】

- ◆樹林・草地の保全等の際には、自然景観へ配慮する。
- ◆谷戸や街道筋などの樹林等については、歴史的空間構成要素としての保全・整備に努める。

【都市環境の保全等、公害の防止】

- ◆ごみのポイ捨て、ごみの不法投棄をしない。

【健全な水循環の確保】

- ◆樹林地等の地下水涵養機能に留意し、水循環を確保するよう、保全等に努める。

■農地における配慮の指針■

(対象者：主に事業者)

【自然環境の保全等】

- ◆みどりとしての浄化機能、保全機能、緩衝機能や生態系に留意した保全、管理に努める。

【都市環境の保全等】

- ◆自然景観の一構成要素としての保全等に努める。
- ◆谷戸や街道筋などの農地については、歴史的空間構成要素としての保全・整備に努める。

【公害の防止】

- ◆農薬、肥料の適正使用に努める。

* みどりの浄化機能、保全機能、保水機能、緩衝機能：

浄化機能：環境に負荷を与えている物質を一時的あるいは永久的に除去することにより、環境負荷を軽減させる機能のこと。

保全機能：良質な水資源の確保、気温上昇や大気汚染の防止などの生活環境を保全する多面的機能のこと。

保水機能：土の中に水を貯めることで水の流出量を安定化させ、洪水などを防ぐ機能のこと。

緩衝機能：様々な環境負荷を和らげる機能のこと。

2. 事業活動における配慮の指針

事業者が事業活動を行うことによって環境へ負荷を与えています。その負荷を未然に防ぐ、あるいは、負荷の程度を低減していくことが求められます。

そのため、ここでは、事業者が事業活動を行う際に環境保全のために配慮すべき事項を、事業の段階や分野に分けて示します。

【対象者】：事業者（事業者としての行政も含む）

【配慮の指針】

■事業活動にあたって配慮すべき基本的事項■

（対象者：全事業者）

【全般】

- ◆ 経営者は、環境問題に係る事業者の社会的責任を認識し、自らの行動をもって模範を示すように努める。
- ◆ 環境への負荷のより少ない事業の実施・運営に配慮するようにし、環境管理・監査システムの導入（ISO14001の認証取得、エコ・アップ事業所東京宣言*の登録など）に努める。
- ◆ 事業活動の各段階で環境への配慮がなされるように、事業内容に応じた具体的な環境行動指針を作成し、遵守するように努める。
- ◆ 環境の保全に対して、組織的、計画的な取り組みを進めるために、社内に環境の担当組織を設置するように努める。
- ◆ 社員が環境に配慮した行動をとれるように、社内で環境教育や環境学習を実施するように努める。
- ◆ 関連企業や下請企業に、環境保全の必要性を呼びかけるよう努める。
- ◆ 災害や事故などの緊急時に、環境への負荷を最小限に抑えるため適切に対応できるよう緊急体制の整備に努める。
- ◆ 消費行動に影響を与える広告宣伝は、環境保全の視点を考慮した内容となるように配慮する。
- ◆ 環境に関連する情報を市民に提供するよう努める。
- ◆ 地域の環境保全活動に積極的に参加、あるいは、協力するよう努める。

* エコ・アップ事業所東京宣言：

事業者が、自らの事業活動に伴って発生する環境負荷を低減するために、取り組み目標を自主的に定めて東京都に登録し、その取り組み結果を自己評価する仕組みのこと。

■ オフィス、工場・事業場等における配慮の指針 ■

(対象者：全事業者)

【自然環境の保全等】

- ◆ 事業所や工場等の敷地内や屋上の緑化に努める。

【都市環境の保全等】

- ◆ 事業所や工場等の建物は、周辺景観と調和させるよう配慮する。

【公害の防止】

- ◆ 業務用施設、空調、ボイラー等の設備の維持・管理を適切に行ない、公害の防止に努める。
- ◆ 自動車や施設などの定期点検を行い、整備不良による大気汚染や騒音などの公害防止に努める。
- ◆ バス、鉄道、自転車、徒歩による通勤を心がけ、マイカー通勤は自粛するよう努める。
- ◆ 従業員送迎のためのバスを運行するなど、相乗りして通勤するよう努める。
- ◆ 下水道の雨水管（側溝など）に、洗車排水や油、塗料などを流さないよう気をつける。
- ◆ 小型焼却炉等で廃棄物を燃やさない。
- ◆ 廃棄物の適正な処理・処分を行い、有害化学物質の漏洩防止や公害防止に努める。

【ごみの減量、資源の有効利用】

- ◆ O A 機器等の情報処理機器の普及に伴い増加した紙の使用量の削減を図るなど、廃棄物の排出抑制に努める。
- ◆ 印刷物、コピー、トイレットペーパー等は、可能な限り再生紙を使用するよう努める。
- ◆ 紙、空き缶、空きビン、プラスチック容器などの回収箱等を設け、分別回収による資源の有効利用の推進に努める。
- ◆ 廃棄物の排出抑制、分別排出及び再利用に努める。

【エネルギーの有効利用】

- ◆ 使用する水、洗剤、電力、燃料等は、環境負荷の低減、省資源・省エネルギーの観点から減量するように努める。
- ◆ O A 機器等の情報処理機器の普及に伴う電力使用量の増加を抑制するよう努める。
- ◆ 省エネルギー設計の設備・施設の導入に努める。
- ◆ ソーラーシステム*やコ・ジェネレーションシステム**など、新エネルギーや高効率のエネルギーシステムの導入に努める。

【健全な水循環の確保】

- ◆ 節水型施設や雨水利用施設を導入するよう努める。
- ◆ 雨水貯留施設や雨水浸透施設を導入するよう努める。

【地球環境の保全等】

- ◆ フロン等を使用している機器を廃棄するにあたっては、適正な処理をするよう努める。

* ソーラーシステム：

太陽の光や熱エネルギーを利用したシステムのこと。太陽光発電施設や太陽熱を利用した温水器などがある。

** コ・ジェネレーションシステム：

石油や天然ガスを燃焼させて発電するとともに、排熱を給湯や冷暖房にも利用することによって熱効率の向上を図るシステム。全体の熱効率は通常の発電の熱効率が 40% 以下なのに対して 70~80% にまで高めることができる。

■事業の計画段階における配慮の指針■

(対象者：全事業者)

【全般】

- ◆事業の立案にあたっては、社会・経済面等からの検討に加え、環境面から事業規模、立地場所等を検討するよう努める。
- ◆事業計画の目標に環境への配慮を組み込むよう努める。
- ◆事業の実施段階ごとの環境保全計画や環境配慮計画を策定し、関係者に周知・徹底を図り、環境影響の未然防止に努める。
- ◆代替案による環境影響面からの比較検討を行い、環境への負荷のより少ない事業計画を進めるように配慮する。
- ◆地域の自然的状況（地形、地質、植生等）、社会的状況（土地利用状況、交通施設の状況、歴史的・文化的遺産、過去の災害等）、各種行政計画・法令等に十分配慮する。
- ◆周辺地域に計画されている事業や他の事業者が実施する事業等による環境影響をも考慮し、当該事業の影響を検討するよう努める。
- ◆事業運営時における環境への影響を検討するよう努める。
- ◆環境保全のための監視・管理体制を検討するよう努める。
- ◆既定の事業計画であっても、環境保全の視点から必要に応じて見直し等を行うよう努める。

【自然環境の保全等】

- ◆緑化の際には、地域の歴史や自然に配慮し、多摩市の環境に適した樹木や実のなる木を植えるなど、質の高いみどりの創出に努める。
- ◆貴重な自然がまとまって存在する地域や自然性の高い植生、多様な動植物の生息場所での開発等は、できる限り回避するよう努める。
- ◆緑地の保全や敷地内に一定規模以上の緑地を確保することにより、緑豊かな空間を創出するよう努める。
- ◆市内の水辺環境の保全に配慮した事業計画を検討する。改変等の影響が発生すると予想される場合は、代替となる水辺環境の創出や原状回復などを計画に盛り込むよう努める。
- ◆事業が生物の生息環境に与える影響を検討し、生息環境の修復や原状回復、代替地の確保などを計画に盛り込むよう努める。

【公害の防止】

- ◆事業計画を検討する際には、大気汚染や騒音・振動などの公害を発生させないような工法や建物構造等を検討するよう努める。
- ◆建物等の設計に際しては、周辺の建物の日照阻害や電波障害を発生させないよう配慮する。影響が予想される場合には周辺住民への説明及び適切な対策を行うよう努める。

【ごみの減量、資源の有効利用】

- ◆資源、原材料の使用・選定にあたっては、省資源に努めるとともに、再生資源の利用に努める。
- ◆省資源を図るため、建築物や施設の長寿命化に努める。

【エネルギーの有効利用】

- ◆ソーラーシステムやコ・ジェネレーションシステムなど、新エネルギーや高効率のエネルギーシステムの導入に努める。
- ◆断熱材の使用、廃熱の利用、自然通風の活用、自然採光など省資源・省エネルギー型建築の積極的な導入に努める。

【健全な水循環の確保】

- ◆雨水利用システム等の水循環システムの導入に努める。
- ◆雨水の地下浸透や地下水の流動を妨げないように計画するよう努める。

【地球環境の保全等】

- ◆資材の使用・選定にあたっては、熱帯林材等の使用の削減、環境への負荷の少ない資材の選定に努める。

【都市環境の保全等】

- ◆事業規模、施設や緑地等の配置を検討する際には、周辺環境との調和や環境への影響を抑えるよう配慮する。
- ◆施設の建設の際には、周辺の景観に配慮し、地域特性を考慮しながら色彩や構造などを検討するよう努める。
- ◆歴史・文化資源の保全に努める。
- ◆可能な限りオープンスペースを確保するよう努める。

■土木・建築工事における配慮の指針■

(対象者：建設業関連事業者)

【全般】

- ◆工事中の環境監視を行い、環境への影響を軽減するための適切な措置を講ずるよう努める。
- ◆周辺地域の土地利用状況や環境に配慮した工事方法を採用するよう努める。
- ◆請負事業者等に対し環境配慮の徹底を要請するとともに、適正な環境配慮が行えるように、適切な情報を提供するよう努める。
- ◆予期しない環境への影響が生じた場合は、速やかに、その状況を踏まえた適切な対処を講ずる。
- ◆造成にあたっては、自然環境への影響の低減、回避に努めるとともに、代替措置などについても検討するよう努める。

【自然環境の保全等】

- ◆工事によって周辺のみどりに改変等を生じた場合は、速やかに緑化あるいは原状の回復に努める。
- ◆工事を行うにあたっては、生物の生息環境の保全に努め、生物の移動や採餌、繁殖などを阻害しないよう努める。
- ◆造成にあたって造成用の土砂を必要とする場合は、建設発生土砂等を利用し他からの土砂搬入の抑制に努める。

【都市環境の保全等】

- ◆工事を行うにあたっては、周辺の歴史・文化資源に破損、移築・移転などの影響を生じさせないよう努める。
- ◆工事に伴い出土した文化財や遺跡の保存に努める。

【公害の防止】

- ◆工事の集中化を避け、工事量の平準化を図るなど、工事に伴う交通渋滞や大気汚染、粉じん、騒音・振動等の発生防止に努める。
- ◆工事に伴う濁水が直接河川に流出しないよう対策を講ずる。
- ◆低騒音型・低振動型の工事機械の使用や工事時間帯の制限により、防音・振動対策に努める。
- ◆建物の改修、解体時においては、アスベストやフロンなどを適正に処理する。
- ◆廃材などを工事現場で燃やさない。

【ごみの減量、資源の有効利用】

- ◆環境への負荷の少ない資材の利用や繰り返し使用による資源の有効利用に努める。
- ◆建設発生土の活用や表土の保全に努める。
- ◆家屋解体等廃棄物等の分別排出に努めるとともに適正に処理する。
- ◆建設副産物の発生を可能な限り抑制するような計画・工法の採用及び再利用に努める。
- ◆建築資材には再生品やリユース・リサイクルしやすい資材の利用に努めるとともに、熱帯林材は極力使用しないよう努める。

【エネルギーの有効利用】

- ◆資源やエネルギーの利用効率が高い工法の採用に努める。

【健全な水循環の確保】

- ◆事前調査や工法等の検討を行い、地下水脈を分断しないよう努める。

■製品の開発・設計、生産、流通、販売、回収・処理における配慮の指針■

(対象者：主に製造業、卸売・小売業、運輸業関連事業者)

●開発・設計段階

【全般】

- ◆製品等の研究開発、設計段階において、その製品等が生産、流通、消費、廃棄等の段階で環境に与える影響について自ら評価を行い、環境への負荷の低減、省資源、省エネルギーなどに資するよう配慮する。
- ◆廃棄物の減量及び適正処理を図るため、製品の再使用、回収・再生利用、適正処理などを考慮した生産～回収・処理システムの構築に努める。



●生産段階

【公害の防止】

- ◆公害の発生防止など、環境への負荷の低減に努める。
- ◆PRTR法に基づき、化学物質を適正に使用・管理する。

【ごみの減量、資源の有効利用】

- ◆原材料には環境への負荷が少ないものを採用するよう努める。
- ◆原材料として再生資源の利用に努める。
- ◆資源の有効利用や廃棄物発生抑制に配慮した生産方式の導入に努める。
- ◆廃棄物の適正な処理・処分に努める。

【エネルギーの有効利用】

- ◆エネルギー効率の高い生産方式や廃熱の利用、省エネルギー型機器の導入など、エネルギーの有効利用に努める。

【健全な水循環の確保】

- ◆節水型機器の導入や回収水、雨水の利用など、水の有効利用に努める。



●流通段階

【公害の防止、エネルギーの有効利用】

- ◆低公害車の導入に努める。
- ◆自動車の使用にあたっては、車両の適正なメンテナンスを行い、大気汚染や騒音の発生防止に努める。
- ◆自動車の運行に際しては、急発進・急加速、空吹かしを避け、アイドリングストップを実践するなど、環境に配慮した運転に努める。
- ◆物品の一括購入、原材料、部品の適正管理を進め、物流の合理化に努める。
- ◆自動車を利用する際には走行ルートなどを事前に検討して流通の合理化を図り、特定道路への交通量集中の抑制や環境負荷の低減、省エネルギーなどに努める。
- ◆交通渋滞の原因となる路上駐車をしない。



●販売段階

【全般】

- ◆低公害や省エネルギー、資源の有効利用など環境保全に配慮した製品の販売に努める。
- ◆中古品や再生利用品等の販売に努める。

【都市環境の保全等】

- ◆広告宣伝活動にあたっては、看板等の設置の際に周辺景観に配慮する。また、看板の放置、不法な掲示はしない。

【公害の防止】

- ◆広告宣伝活動にあたっては、拡声器による騒音の発生防止に努める。

【ごみの減量、資源の有効利用】

- ◆簡易包装に努め、ごみの発生抑制に努める。
- ◆廃棄物の排出抑制、分別排出及び再利用に努めるとともに、廃棄物の適正な処理・処分に努める。



●回収・処理

【ごみの減量、資源の有効利用、地球環境の保全等】

- ◆冷蔵庫やエアコンなどの販売店は、家電リサイクル法に基づき、対象製品の回収に努める。
- ◆空き缶やペットボトル、不用となった電化製品などの回収に協力する。
- ◆回収した空き缶やペットボトル、不要となった電化製品などの再生利用、適正処理・処分に努める。

■公共交通機関の運用における配慮の指針■

(対象者：公共交通機関関連事業者)

【自然環境の保全等】

- ◆鉄道敷設の際には、みどりや水辺がもつ機能に留意し、自然環境の保全に努める。やむを得ず改変等を生ずる場合は、改変量を最低限に抑えるとともに、周辺部の自然環境の速やかな回復に努める。

【公害の防止、エネルギーの有効利用、地球環境の保全等】

- ◆バスルートの設定や運用システムを検討し、渋滞や公害の発生抑制、公共交通機関の利用促進に努める。
- ◆バスなどは、車両の適正なメンテナンスを行い、大気汚染や騒音の発生防止に努める。
- ◆鉄道においては、車両の軽量化や適正なメンテナンスを行い、騒音・振動の抑制に努める。
- ◆鉄道の高架化を図るなど、自動車や人などの交通流を妨げないよう努める。
- ◆鉄道周辺においては、緩衝緑地*などの整備に努める。
- ◆低公害車の導入に努める。
- ◆バスの運行に際しては、急発進・急加速、空吹かしを避け、アイドリングストップを実践するなど、環境に配慮した運転に努める。

* 緩衝緑地:

工場や道路、鉄道などの公害等の発生源と住居地域を分離するために設置する緑地帯のこと。その豊かな緑により、空気をきれいにしたり、騒音をやわらげるといった効果を持つ。また、産業災害から地域の人々の安全を守り、緊急時の避難地にもなる。

■廃棄物処理における配慮の指針■

(対象者：廃棄物処理業関連事業者)

【全般】

- ◆資源循環やエネルギーの有効利用、環境負荷の低減等に留意したごみ処理システムの構築に努める。
- ◆施設建設に際しては、公害防止やエネルギーの有効利用、周辺の自然環境や景観の保全等に配慮した設計に努める。

【自然環境の保全等】

- ◆施設内や屋上の緑化に努める。

【都市環境の保全等】

- ◆施設等については、建物の形状、色等を周辺景観と調和させるよう努める。

【公害の防止】

- ◆適正な施設でごみを処理する。
- ◆施設の適正な運用を図り、大気汚染や騒音・振動、悪臭、水質汚濁などの公害の発生防止に努める。
- ◆収集・運搬車両については、清掃や適正なメンテナンスを行い、大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害の発生防止に努める。
- ◆適正なルートの設定等により、収集・運搬の合理化に努める。
- ◆収集・運搬車両への低公害車の導入に努める。

【ごみの減量、資源の有効利用】

- ◆資源の回収や再資源化に努める。

【エネルギーの有効利用】

- ◆ごみ焼却場では、焼却の際に発生する熱エネルギーや電力の利用に努める。

【健全な水循環の確保】

- ◆施設内での節水や回収水、雨水の利用に努める。

■農業生産における配慮の指針■

(対象者：農業関連事業者)

【自然環境の保全等】

- ◆農地の環境保全機能に留意し、農地の維持・管理に努める。

【公害の防止】

- ◆農薬や化学肥料等の使用削減や適正使用、堆肥の利用など、環境保全型農業に努める。
- ◆畑などで、ごみを燃やさない。

3. 日常生活における配慮の指針

公害や廃棄物問題、有害化学物質問題、地球温暖化など、現在の環境問題の多くは、わたしたちの何気ない日常生活が原因となって発生しています。わたしたちは、自分たちの生活が環境へ負荷を与えているということを十分理解し、資源・エネルギーの大量消費、大量生産、大量廃棄といった一方通行型のライフスタイルから離脱し、持続的発展が可能な循環型社会に適合したライフスタイルに変えていく必要があります。

このため、ここではわたしたちが日常生活の中で環境保全のために配慮すべき事項を示します。

【対象者】：市民、来訪者

【配慮の指針】

■エネルギーを大切にする■

- ◆ 照明を高効率なものに切り換え、不必要な照明はこまめに消すよう心がける。
- ◆ 冷暖房の温度を適正に保つとともに、使用時間の短縮に心がける。
- ◆ 電気製品を購入する際、「省エネラベリング制度*」を目安に省エネルギー仕様、高効率の機器で、使用用途にたいして過度なものは避け適性な能力のものを選択するよう心がける。
- ◆ 冷暖房機器や給湯機器等の過度な使用を避け、エアコンはオフシーズンにはプラグをコンセントから抜いたり、フィルターの掃除を行なうなど、こまめな手入れを心がける。
- ◆ 就寝時など長時間使用しない場合、テレビなどの主電源を切るよう心がける。
- ◆ 電気製品などはこまめに掃除や手入れをし、効率よく使えるよう心がける。
- ◆ 住宅の建築等にあたっては、断熱性の高い住宅の採用や太陽エネルギーなどの利用に努める。

■水資源を大切にする■

- ◆ 節水機器の導入、水の使い方の工夫などにより、日常生活で使用する水の量をできる限り節約するよう心がける。
- ◆ 地下水を涵養するため、雨水浸透マスを設置するなど、雨水をできるだけ地下に浸透させるよう努める。
- ◆ 生活排水による水質汚濁を防止するため、洗剤を過剰に使用したり、使用済みの油や厨芥を下水等に流したりしないよう心がける。
- ◆ 下水道の雨水管（側溝など）に、洗車排水や油など生活雑排水を流さないよう気をつける。

* 省エネラベリング制度

国では省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度を実施しています。また、東京都では消費者が、家庭での消費電力量の多い家電製品を購入するときに、販売店の店頭で、省エネ性能を比較することができる制度を実施しています。

■物を大切に使う■

- ◆ガラスびん・アルミ缶・スチール缶、古新聞、不要となった衣類や家庭用品、家具等は、リユース・リサイクルに心がける。
- ◆町内会や自治会、小中学校、幼稚園などの資源回収に積極的に参加するようにする。
- ◆不用品交換などによる資源の再使用、再利用に努める。
- ◆できるだけ耐久性の高いものを購入し、長期利用を心がける。
- ◆簡易包装された商品の選択や過剰包装の辞退などに努める。
- ◆買い物には、買い物袋・買い物かご（マイバッグ）を持参するようにする。
- ◆使い捨て容器や紙製品などの安易な使用を見直すようにする。
- ◆生ごみを堆肥化するなど、家庭から排出されるごみの減量化に努める。
- ◆食べ残しを出さないよう心がける。

■廃棄の際に配慮する■

- ◆ごみの分別排出を徹底する。
- ◆冷蔵庫やエアコンなど、フロン等を封入した製品の廃棄にあたっては、フロン等が適正に回収されるよう、家電リサイクル法に基づき、販売店の回収ルートに出す。
- ◆ごみのポイ捨て、不法投棄をしない。

■環境にやさしい製品を使用する■

- ◆再生紙などの再生品を積極的に利用するように配慮する。
- ◆エコマーク、グリーンマーク商品、プラマーク商品など、環境への負荷の少ない製品・機器の使用に努める。
- ◆太陽熱などの新エネルギーを利用する製品・機器の使用に努める。
- ◆リターナブル容器*を用いた商品や詰め替え可能な商品の利用に努める。
- ◆ノンフロン製品の購入、使用に努める。
- ◆むやみに殺虫剤などを使用しないようにする。使用する際は、使用方法・適量を守って使用するよう努める。

* リターナブル容器:

繰り返し使用することを前提に作られた容器のこと。1. 8びん(一升びん)やビールびん、牛乳びんなどがある。

■交通手段に配慮する■

- ◆通勤、通学、買物などの外出には、公共交通機関や自転車など環境への負荷の少ない交通手段を積極的に利用し、自家用車の使用はできる限り控える。特に、短距離の移動には、徒歩や自転車の利用に努める。
- ◆自動車の購入にあたっては、低公害車を選択するよう努める。
- ◆自動車を利用する際には、急発進・急加速、空吹かしを避け、アイドリングストップを実践するなど、環境に配慮した運転を心がける。
- ◆省エネルギーや大気汚染の防止のため、自動車の日常点検や定期点検に努める。
- ◆自動車を利用する際には、目的地までの道順などを事前に確認し、効率のよい運転を心がける。
- ◆交通渋滞の原因となる路上駐車、迷惑駐車をしない。自転車を放置しない。

■自然を大切に■

- ◆自然とのふれあいを大切に、ハイキング、ドライブ、釣り、キャンプなどのレジャーやレクリエーションにおいて、不必要に植物、野鳥、昆虫などを取ったり、生息場所を乱したりせず、野生生物の生息環境を大切にしよう心がける。
- ◆公園の樹木や街路樹を大切に、むやみに枝などを折らないようにする。また、身近なみどりの維持管理に協力するよう努める。
- ◆庭やベランダに植栽し、みどりを増やすことに努める。
- ◆みどりを守り増やすための地域活動等に積極的に参加するようにする。
- ◆自然観察会などに参加するようにする。

■近隣に配慮する■

- ◆ピアノ、カラオケ、ペットの鳴き声など、日常生活による生活騒音の防止に努める。
- ◆犬や猫、ハトなどの糞を適切に処理し、近隣に迷惑をかけない飼育に努める。
- ◆落書きをしない。
- ◆家庭から出るごみを、庭先などで燃やさない。
- ◆隣人とのふれあいを深め、お互いに迷惑をかけないよう相手の身になって行動するよう心がける。
- ◆建物の色や形に配慮するなど、地域の景観づくりに努める。
- ◆地域で環境保全等のための協定を結び、地域環境の保全等に努める。

■環境問題に取り組むためのパートナーシップをつくる■

- ◆学校や町内会・自治会、市などが主催する環境学習に積極的に参加し、環境との関わりについて理解を深めるよう努める。
- ◆行政や事業者、市民団体等が主催する環境に係るイベント等へ参加するようにする。
- ◆公園や河川の掃除等、地区の美化活動に参加するようにする。
- ◆地域（町内会・自治会）で環境について話し合ったり、環境に関するイベントを開催するなど、地域で環境問題に取り組む機会・場を作るよう心がける。
- ◆地域（町内会・自治会）で地域の環境保全計画をつくり、地域環境の保全等に取り組むよう努める。
- ◆家族で地域の環境地図を作ったり、環境問題などについて話す機会をつくるよう心がける。
- ◆史跡文化財を大切にし、多摩の歴史や文化を次世代へと伝えるよう心がける。

■その他■

- ◆環境家計簿*をつけ、自宅の環境負荷度をチェックするようにする。

* 環境家計簿:

日常生活におけるさまざまな環境負荷行動を記録し、点数化したり、一定期間の集計を行ったりするもの。例えば、家庭での電気やガス等の消費量、ごみの排出量などに係数をかけると二酸化炭素の排出量が算出できる。二酸化炭素削減の意識を高めることを主な狙いとしている。

第6章 計画の推進体制と進行管理

この章では、本計画に基づき様々な取り組みを進め、めざす環境像を実現していくための推進体制と、計画の進行状況を管理するための手法や体制などを示しています。

1. 計画の推進体制

市は、本計画に掲げためざす環境像及び目標を達成するために、計画を総合的に推進する体制を整備しその充実に努めます。また、計画の推進主体である市民、事業者や、国や都及びその他の地方公共団体などと連携し、その協力のもとに計画を的確に推進していきます。

(1) 市民参画による市の環境マネジメントシステムの確立・運用

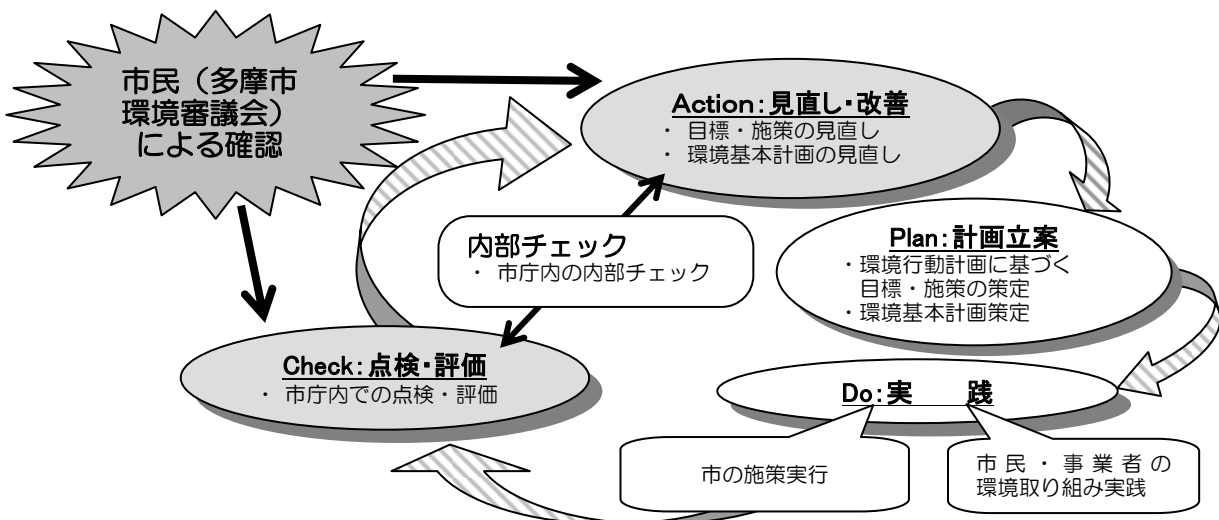
ISO14001*は、P（Plan：計画立案）－D（Do：実践）－C（Check：点検・評価）－A（Action：見直し・改善）といったスパイラルアップ方式で継続的に環境保全等の取り組みを進めていくことを基本としています。この中で特に重要なのは、「C（Check：点検・評価）－A（Action：見直し・改善）」という過程です。

市は、市内部で本計画の目標や市の環境に係る施策（事務・事業、率先取り組み）について点検・評価、見直し・改善を行うとともに、この点検・評価、見直し・改善がきちんと実施されているかのチェック（内部チェック）を行い、さらにその結果を「多摩市環境審議会」が確認します。

このような市民参加による市の環境マネジメントシステム（市民認証制度）を確立・運用し、本計画の目標達成に向けて市の環境に係る施策を効果的かつ計画的に推進していきます。

なお、市民・事業者の取り組み実践の状況把握や点検・評価、見直しなどを行うことも求められていますが、現在それを行う仕組みがありません。そのため、今後は市民・事業者の取り組み実践の状況把握や点検・評価、見直しなどを行う方法を検討していきます。

●市民参画による市の環境マネジメントシステムのP-D-C-A



* ISO14001:

環境に配慮し環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与える環境マネジメントシステムの国際規格。

① 多摩市環境審議会による確認

本計画の目標や市の環境に係る施策（事務・事業、率先取り組み）について、市は市内部で点検・評価、見直し・改善、内部チェックを実施しますが、その結果について、客観性・透明性を保つため外部の第三者機関の審査を受けることが求められます。

そのため多摩市では、ISO14001の認証機関の審査員ではなく、市民・事業者・有識者で構成される「多摩市環境審議会」で確認を受けます。すでに平成14年度、15年度の環境報告書について認証を頂いております。

「多摩市環境審議会」は、本計画の目標の達成状況や、市が自ら環境に係る施策について点検・評価、見直し・改善を確実に実施しているかの確認を行うとともに、必要に応じて意見等を示すものとします。

■多摩市環境審議会

環境基本条例第18条に基づき、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための市長の附属機関として設置されている。市長からの諮問・報告により、本計画の目標の達成状況や、市の環境に係る施策の点検・評価、見直し・改善の実施の有無などを確認する。そのほか、環境に係る様々な審議を行うとともに、自発的に環境に係る事項について市長に意見を述べるができる。

② 市内部における推進・内部チェック体制

本計画は、市の行う様々な分野の事務・事業に関連します。本計画を効果的かつ確実に推進していくためには、市内部における総合的な調整・意志決定が必要です。そのため、助役を長とし全部長で構成する「多摩市環境基本計画推進委員会」、及びそのワーキング組織である「多摩市環境基本計画推進幹事会」を設置して、各部局の緊密な連携のもとに諸事務・事業及び市内部における率先取り組みを推進しています。また、毎年度、計画の目標や市の環境に係る施策について点検・評価を行い、必要に応じて見直し・改善を行なっています。

さらに、本計画の目標の達成状況や市の環境に係る施策について点検・評価、見直し・改善がきちんと実施されているかを内部でチェックし、改善を図っています。

なお、本計画に基づき、環境関連の個別計画を策定し、より具体的・計画的に施策を進めていきます。

■多摩市環境基本計画推進委員会

助役を長とし全部長で構成する。各部署間の調整を図り、本計画の推進と進行管理、市内部の環境マネジメントの推進、内部チェック、その他の環境保全等に係る重要な施策の推進等を行う。

■多摩市環境基本計画推進幹事会

「多摩市環境基本計画推進委員会」のワーキング組織であり、各部署の代表で構成する。本計画の推進と進行管理、市内部における環境マネジメントの推進を行う。また、本計画の見直し、新たな取り組みの立案、調整を行う。

③ その他

市内部でのチェックについては、事業評価システムと連携し、進めていきます。

(2) 各主体間の連携

① 市内における各主体間の連携

本計画を推進し、めざす環境像及び目標を達成するためには、市民、事業者、行政の各主体が共通の認識のもとに、それぞれの役割を担いながら、お互いに連携し協働して取り組んでいくことが必要です。

このため、市では、市民や事業者に対し、本計画の周知や環境に関する情報の提供、自主的な環境保全等の取り組みへの支援を行います。

また、市民・事業者がお互いに意見を交換し、本計画のめざす環境像や目標を理解し、立場を超えた共通の認識に基づき、協働して取り組むなど、環境保全取り組みを実践的に推進する組織として、「多摩市民環境会議」を位置づけます。

■多摩市民環境会議

市民・事業者による環境保全取り組みの実践推進機関である。環境に関する市民・事業者の取り組み実践の推進、より実践的な取り組み等の検討、意見交換や情報の発信、施策への提案などを行う。

② 市域を越えた各主体間の連携

本計画が対象とする環境問題の発生源の多くは、多摩市内だけに地域が限定されるものではありません。また、人の生活圏、動物の生息圏、みどりの分布、河川の流れなどは、行政区域を越えた広がりのあるものです。このように多摩市域を越えた広がりをもつ地域環境問題については、近隣自治体、その他の公共団体、都や国との緊密な連携を図り、取り組みを進めます。さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模の広がりをもつ問題に対しては、世界の国々・地域などと連携しつつ、多摩市域において身近なところから取り組みを進めます。

2. 計画の進行管理

本計画のめざす環境像及び目標の達成に向けた様々な施策を着実に実施したり、計画期間内に社会経済情勢などが変化した際に柔軟に対応するため、計画の的確な進行管理を行います。

(1) 管理指標による進行管理

第4章に示した管理指標の推移を見ることによって、長期目標及び短期目標（第4章参照のこと）の達成に向けた計画の進行状況を把握し、その結果を公表します。

特に、短期目標に数値目標を掲げた項目については、その達成度を把握し、公表します。

(2) 年次報告・公表

本計画に掲げた目標の達成状況や諸施策の実施状況、その他年次報告を、多摩市環境審議会の意見を付して環境報告書として毎年度とりまとめ、市民、事業者に対しては、インターネット上のホームページ等を通じてその内容を公表し、市民、事業者との協働による計画の総合的推進に努めます。

以上の事柄を踏まえた計画の推進体制と進行管理の体系は、次図に示すとおりです。

3. 財政上の措置

本計画に掲げられた環境保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

4. 計画の見直し

本計画については、年次報告による環境審議会等の意見を反映し、施策等の小さな見直しを毎年度行います。また、5年ごとに一部計画の改定を前提とした中間見直しを行います。さらに、社会情勢の変化や環境に関する科学的な知見の向上、行政制度の改革などを踏まえ、10年ごとに全面改定を前提とした見直しを行います。

なお、5年ごとの中間見直しにおいても、計画の進捗状況や環境に関する科学的な知見の向上などによって必要が生じた場合は、全面改定するものとします。

●計画の見直し時期

